

# 地震等自然災害に備える損害保険の啓発チラシを進呈

～2月19日に上田市役所で市長が出席した懇談会・進呈式を開催～

一般社団法人日本損害保険協会 関東支部 長野損保会(会長:関口泰久・東京海上日動火災保険株式会社 理事 長野支店長)では、地震保険の付帯率(注)が県内でも特に低い、東信地域を中心に、地震等自然災害による損害への経済的な備えの必要性を広く知っていただくため、地震や自然災害(風災、水災、雪災等)に備える保険に関する啓発チラシ(「地震による損害を補償する損害保険」「自然災害により損害を補償する損害保険」)を上田市に進呈することとし、2月19日に、土屋陽一市長との懇談会と進呈式を行いました。

(注): 付帯率とは、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合です。

懇談会では関口会長から、今後、上田市と連携して近時の自然災害による損害は、頻発化・巨額化傾向にあり、行政機関が被災者生活再建支援法等に基づき行う「公助」だけでは、生活の再建には不十分であり、市民が、損害保険に加入するなどして、経済的な備えを自ら積極的に行う必要がある旨を説明しました。

これを受け土屋市長から、啓発チラシ進呈に対する御礼とともに、自然災害による損害から市民を守るために「自助」を積極的に行う必要があることに賛同し、今後、防災啓発活動等でこれらのチラシを活用していきたい旨の発言がありました。

また、2023年度における長野県の地震保険の付帯率が全国平均の69.7%とほぼ同じ(69.8%)である一方で、東信地域(上田市、小諸市、佐久市)の付帯率は、いずれも50%台半ば(上田市56.9%、小諸市55.9%、佐久市55.6%)と低いことから、長野損保会が県と連携している信州地震等災害保険・共済加入促進協議会でも、2024年度の活動方針において、地震保険による経済的な備えを強化していくべき優先地域として認定し、これまで推進してきました。

長野損保会では、今後も県庁、市役所等の行政機関と連携し、地震等の自然災害リスクと損害保険の必要性を県民に訴え、事前の備えの促進に関する取組を行っていきます。

## <啓発チラシ>

**地震による損害を補償する 損害保険**

地震・噴火またはこれによる津波を原因とする損害(火災・損壊・壊滅・流失)によって建物または家財に被害を受けた場合には、地震保険により保険金をお支払いします。

**例**

- 地震発生時 壊滅される被害
- 地震により火災発生 家が焼失した
- 地震により 家が倒壊した
- 津波により 家が流された
- 噴火により 家が壊れた

●地震保険は単独では加入できません。火災保険とセットで加入する必要があります。  
※火災保険の契約期間中にも地震保険に加入できます。

地震保険の対象・契約条件・保険料

地震保険の対象	契約条件	保険料
新築・増築	新築・増築	標準額500～500円
既存	既存	標準額100～100円

**地震保険で支払われる保険金(例)**

損害状況	全損	大半損	小半損	一部損
全損	50%以上	40～50%	20～40%	3～20%
大半損	80%以上	60～80%	30～60%	10～30%
小半損	100%	60%	30%	5%

損害保険会社では、地震保険をご契約されている建物または家財に対して、地震による被害を補償し、一時的な被害が続いている場合に保険金をお支払いいたします。詳しくは損害保険代理店または損害保険会社にご確認ください。

**自然災害による損害を補償する 損害保険**  
(風災・水災・雪災等)

**すまいの保険**

すまいの保険(火災保険)では、火災だけでなく、風災・水災・雪災・雹災などの風水災等による損害を補償する商品があります。台風や豪雨などの状況による被害や、大雪などの状況による被害について、一定額以上に達するものであれば補償の対象としています。

※さらに補償対象としたすまいの保険(自然災害)の中には、損害額(一定額・一定割合)以上に達しても補償する商品もあります。損害額が一定額を超える場合は、一定の割合を超過している限りは対象となります。※自然災害発生時など被害を受けた場合の損害額が一定額以上に達する場合は、風災等による被害であれば、補償の対象となる場合があります。※風災・水災・雪災・雹災は、すまいの保険(火災保険)では補償されず、別途補償が必要です。

**例**

- すまいの保険(火災保険)で補償される風水災等による被害
- 台風や豪雨で屋根が飛ばされた
- 豪雨による浸水で家が床上まで浸水した
- 豪雪によって屋根が壊れた
- 雹災で窓が割れた

**くるまの保険**

くるまの保険(任意の自動車保険)では、「車両保険」を行っている時、台風や豪雨などの風水災等によって自動車が損傷を受けた場合に保険金が支払われます。

※契約内容によっては補償対象外の場合があります。

**からだの保険**

からだの保険(傷害保険)では、台風や豪雨などの風水災等によってケガをした場合に、保険金が支払われます。

ご契約されている損害保険が風水災等を補償する損害保険に該当するか、詳しくは損害保険代理店または損害保険会社にお問い合わせください。

<進呈式の概要>



進呈した啓発チラシ（パネル）  
左（関口損保会長）右（土屋市長）



土屋市長からの御礼の言葉等